

## ~3つの基礎年金があります~

# 国民年金特集 2010



**老齢基礎年金は、何歳から、いくら受けられますか？**

老齢基礎年金を受けるためには、保険料納付済期間（厚生年金や共済組合の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した期間が、原則として25年以上必要です。

◆繰り下げ受給 希望すれば66歳以降、繰り下げる年金を受けることができます。請求した時点に応じて年金が増額され、その増額率は一生変わりません。

**障害基礎年金は、どんなときに受けられますか？**

障害基礎年金は、次の条件のすべてに該当する方に支給されます。

**条件その1（初診日）**  
20歳前、国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも60歳以上いる間に、障害の原因となる病気やけがの初診日があること。ただし、老齢基礎年金の繰上げ受給の方は除きます。

**条件その2（障害の程度）**  
障害の程度が、20歳に達したとき、または障害認定日に1級または2級のいずれかの状態になつていること。

**条件その3（保険料納付）**  
妻に対して、60歳から65歳になるまでの間支給されます。

**◆繰り上げ受給**  
老齢基礎年金は、原則として65歳から受けられます。希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受けることができます。ただし、請求した時点に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。

**老齢基礎年金の年金額(満額)=年間 792,100円(月額 66,008円)**

(計算式)  

$$792,100 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{(平成 22 年度)}} + \frac{\text{全額免除月数} \times 4/8}{\text{月数} \times 5/8} + \frac{\text{4分の1納付月数} \times 6/8}{\text{月数} \times 7/8} + \frac{\text{半額納付月数} \times 6/8}{\text{月数} \times 7/8}$$

$$40 \text{ 年 (加入可能年数)} \times 12 \text{ 月}$$

**障害基礎年金の年金額**  
 (平成22年度)  
**1級障害** 990,100円+子の加算額  
**2級障害** 792,100円+子の加算額  
 ※18歳到達年度末日までの間にある子（または1級・2級の障害の状態にある20歳未満）がある場合、加算されます。  
 子2人まで……(子1人につき) 227,900円  
 子3人目から…(子1人につき) 75,900円

**初診日とは？**  
 傷病（障害の原因となつた病気やけが）について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。  
 口座振替は、口座をお持ちの金融機関・郵便局または、年金事務所でお申し込みください。  
 同一傷病で転医があった場合は、一番初めに診療を受けた日が初診日。

### 障害認定日とは？

障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となつた傷病についての初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内にその傷病が治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

### 保険料の納付要件

遺族基礎年金は、どんなときに受けられますか？

遺族基礎年金は、次のいずれかの要件に当てはまる場合に、死亡した方によつて生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

①国民年金の被保険者である

②国民年金の被保険者であつた60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき。

③老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき。

④老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方が死亡したとき。

### 生計維持とは？

18歳に到達する年度末までの子、1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子が対象です。死亡した当时、胎児であつた子も出生以後に対象となります。

### 対象となる「子」とは？

**遺族基礎年金の年金額**  
 (平成 22 年度)  
 子のある妻に支給されるときは、792,100円+子の加算額  
 子に支給されるときは、792,100円+2人目以降の子の加算額（子の数で割った額が1人あたりの額）  
 子2人まで……(子1人につき) 227,900円  
 子3人目から…(子1人につき) 75,900円

### 第1号被保険者の独自給付

「寡婦年金」および「付加年金」があります。

### 寡婦年金とは？

第1号被保険者（任意加入保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫との婚姻関係（事実婚を含む））が死亡したときに、夫によって生計を維持し、かつ、死亡したとき、死亡した方によつて生計を維持されていた方で、年収850万円の収入を将来にわたり得られない方です。

### 付加年金とは？

定額の保険料に月額400円の保険料（附加保険料）を上乗せして納めると、老齢の基礎年金に付加年金が上乗せされます。

※農業者年金に加入されている方は納付が必要です。  
 国民年金基金に加入されている方は納付できません。

### 国民年金の保険料（平成22年度）

納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分
現金支払(前納) 【割引額】		89,860円 740円お得	177,980円 3,220円お得
口座振替(前納) 【割引額】	15,050円 50円お得	89,570円 1,030円お得	177,400円 3,800円お得
現金支払(月々)	15,100円	90,600円	181,200円

**国民年金の保険料は、前納割引がお得です**

※経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、「保険料免除制度」があります。

3分の2以上であること。  
 初診日が平成28年4月1日前にあるときは、初診日の未属する月の前々月までの直1年間に、保険料の未納期間がないこと。

※初診日が20歳前にあるときは、保険料納付要件は不要。